



ジャパンデスク ニュースレター Vol.7

2021年11月

新型コロナウイルスの影響を被った法人向け税制優遇の再改正

今回ニュースレターVol.5でご案内したコロナ禍の状況における法人向け税制優遇に関する一部内容の改正について解説いたします。

2021年7月1日に財務大臣規則2021年第9号(PMK9)の改正として財務大臣規則2021年第82号(PMK82)が公布され、期限が2021年12月度まで再延長されることとなりました。その後、2021年10月25日に財務大臣規則2021年第149号(PMK149)が公布され、PMK9及びPMK82の内容について一部改正が加えされました。

PMK149に規定されている、優遇を受けるための条件及び優遇内容を簡単にまとめたものが以下の表になります。赤字がPMK82から改正された点となります。

項目	PPh21	PPh22	PPh25	VAT	PP23	建設Final Tax
対象業種	1. 1189分野 2. KITE 3. 保税ライセンス	1. 397分野 2. KITE 3. 保税ライセンス	1. 481分野 2. KITE 3. 保税ライセンス	1. 229分野 2. KITE 3. 保税ライセンス	政令2018年23号に規定の納税者	灌漑用水利用促進プログラムに関する納税者
優遇内容	免税(年収2億ルピア以下の従業員が対象)	免税	50%減額	50億ルピアまでの過払について事前還付	1. PP23に定めるFinal Taxの免税 2. PPh22の免税 3. PPh21の免税	建設サービス収入に対するFinal Taxの免税
申請	税務署へ通知を提出し承認を受け適用可	申請後に税務署長により免除証明書が発行されることで適用可	PMK149により追加となった分野の納税者は2021年11月15日までに申請すれば2021年10月度より適用	事前還付の申請を行つ	PP23に基づく証明書の取得、提出をもって適用可	PMK9の対象となる建設Final Taxである旨明記された納税証明又はBilling codeを使用
対象期間	申請から2021年12月度まで	免除証明書発行日から2021年12月31日まで	申請から2021年12月度まで	2021年12月度まで	2021年12月度まで	2021年12月度まで
報告義務	実施報告を納税月の翌月20日までに提出	実施報告を納税月の翌月20日までに提出	実施報告を納税月の翌月20日までに提出	—	実施報告を納税月の翌月20日までに提出	実施報告を納税月の翌月20日までに提出



PMK149 による改正のポイントとしては以下の通りとなります。

- PPh22、PPh25 及び VAT の優遇については、優遇を受けられる対象業種の数が PMK82 により一旦大幅削減されたものの、PMK149 により再び拡大されています。具体的には PPh22 は 132 業種から 397 業種へ、PPh25 は 216 業種から 481 業種へ、VAT は 132 業種から 229 業種へそれぞれ拡大されています。そのため、PMK82 により対象外となった業種の企業様におかれましては、再び優遇対象の業種となっているか否かについて改めてご確認ください。
- PPH25 の優遇について、PMK149 により優遇対象の業種に追加された場合、2021 年 11 月 15 日までに申請すれば、2021 年 10 月度の申告より優遇が受けられることとなります。

各税制優遇を利用できる業種のリストは PMK149 の付表に記載があります。現時点でもコロナ禍の影響は続いており、今後も追加の税制優遇措置が公表される可能性がありますので、引き続き税務総局からの発表に注目したいと思います。



本件に関するご質問又はご相談(会計監査、各種コンサルティング)等がございましたら、お気軽に Crowe Indonesia ジャパンデスクまでお問い合わせください。

三好博文

ジャパンデスク パートナー

hirofumi.miyoshi@crowe.id

三好久恵

ジャパンデスク マネージャー

hisae.miyoshi@crowe.id